

動物質原料運搬業休・廃業届（知事が許可権限を持つもの） 審査基準

【事務の根拠】

動物質原料の運搬等に関する条例（以下、「条例」という。）第十五条

運搬業者が、休業または廃業したときは、十日以内に知事にその旨を届け出なければならない。

【届書様式】

動物質原料の運搬等に関する条例施行規則第十条

条例第十五条の休業又は廃業の届出は、別記第七号様式による届書を提出してしなければならない。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

〔法人の場合は、その所在地、名〕
称及び代表者の職氏名

動物質原料運搬業休(廃)業届

下記のとおり動物質原料運搬業を休(廃)業したので、動物質原料の運搬等に関する条例第15条の規定により届け出ます。

記

- 1 休(廃)業年月日
- 2 休(廃)業の理由
- 3 休業の場合は、再開予定年月日